

## 個人情報保護委員会（第174回）議事概要

- 1 日時：令和3年5月19日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員  
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、  
山澄参事官、松本参事官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。  
藤原委員から「今回の改正で、規律移行法人には民間部門の規律が適用され、学術研究機関等では適用除外の精緻化がなされ、また、地方公共団体も改正個人情報保護法の規律の下に置かれることになる。そこで、改正法の円滑な施行に向けて、委員会としては関係する主体からの御意見を広く丁寧に向うことが重要だと考える。その際、意見交換、意見聴取のチャンネルは説明会に限定する必要はなく、多様なものであって良いと考える。委員会としては、地方公共団体等、改正により受ける影響が大きい主体においても十分な準備期間を確保できるよう、迅速に、政令・委員会規則・ガイドライン等の検討を行う必要があるものと考えている」旨の発言があった。  
梶田委員から「今回の改正は、学術研究機関等、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人といった幅広い主体に影響するため、改正法及び関係する政令等の周知広報については、各主体にとって分かりやすい資料を作成すること等も含め、委員会としてしっかりと行っていきたい」旨の発言があった。  
中村委員から「改正後の個人情報保護法では、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規定が置かれ、委員会が行政機関等を監視することとされた。委員会としては、必要に応じて適切に権限を行使することを含め、行政機関等において改正法が順守されるよう、新たな任務にしっかり取り組むことが重要であると思う。  
また、関連して、法の施行に向けて、公的部門に対する委員会による監視活動の具体的な方法を早急に検討する必要がある。  
加えて、今回の改正によって、現在はそれぞれの条例が適用されている地方公共団体について、法律による共通ルールが適用されることになる。地方

公共団体に対し必要な情報の提供や助言を行うなど、地方公共団体と十分なコミュニケーションを取っていききたいと思う」旨の発言があった。

小川委員から「改正後の個人情報保護法において、委員会は、民間及び公的部門の個人情報の取扱いを一元的に所管することとなる。これに伴い、委員会の所掌業務が増加するため、適切に対応するための体制整備を行っていく必要がある。

この点、委員会では、相談窓口を消費者及び事業者との接点として重視してきた。これまでも、消費者等が可能な限り納得感を得られるよう、丁寧な対応に努めてきた。改正後の個人情報保護法においては、委員会は、民間部門及び公的部門の両方の個人情報保護について、一元的に相談を受けることとなるが、これまでの取組と同様、『たらいまわし』にならないよう、しっかりと相談体制を強化していく必要があると思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の改正では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すること、更に学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化することなど、現行制度から様々な変更が行われている。

また、今回の法案審議でもあったが、社会全体のデジタル化を進める中で、個人情報の保護をしっかりとしていくことは必要不可欠であると思う。委員会として、今後、いわば新たなステージに進むこととなる。それを踏まえて、改正法の施行に向けて十分な準備を行っていききたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり決定された。

## (2) 議題2：令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「令和2年改正法案の成立・公布後、政令・規則等の論点も含め、計8回にわたり、主要な論点について議論を行った。

加えて、改正法案成立後、消費者や事業者等多様な方々と、意見交換、説明会等を行い、その場で頂いた御意見や、政令・規則案に対するパブリック・コメントも踏まえ、個人情報の利活用に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る形でガイドライン案を取りまとめることができたと考えている。ガイドラインは事業者から非常に実務の参考とされていると承知している。多くの方々から御意見をお寄せいただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを行うことについて了承された。

以上